

# 長崎県議会議員一般選挙 投票日 4月8日(日)

## 投票は午前7時～午後6時まで

みんなで投票、みんなで参加、あなたの一票大切に

長崎県議会議員一般選挙が平成19年4月8日(日)に執行されます。

投票は、対馬市内127の投票所で、午前7時から午後6時まで(対馬市では、投票所閉鎖時刻の2時間繰上)を予定しています。

開票は、午後8時45分から「対馬市シャインドームみね」で即日開票します。

### 投票ができる人

日本国民で20歳以上の人

(いちばん若い有権者は、昭和62年4月9日までに生まれた人になります。)

選挙人名簿に登録されている人

(今回の選挙の登録基準日は、平成19年3月29日ですので、平成18年12月29日までに転入届出をした人が選挙人名簿に登録されます。)

対馬市の選挙人名簿に登録されている人で、転出先の県内市町選挙人名簿に登録されていない人。

対馬市の選挙人名簿に登録されている人で、対馬市から県内に転出した人は「名簿登録地の本庁又は各支所期日前投票所で投票を行う」、「4月8日の投票日当日に対馬市の名簿登録地の投票所で投票を行う」又は「対馬市の選挙管理委員会に不在者投票の請求を行い、転出先の県内の市町選挙管理委員会において投票する」のいずれかの手続きで投票できます。なお、この場合において投票をされる方は、新しい住所地の市町長が発行する「引き続き住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」が投票するとき必要となります。証明書は新しい住所地の住民登録窓口で発行(無料)されますので、手続きを早めに行ってください。

3月31日以降で、県内の新しい住所地に転出される前であれば、転出前の対馬市本庁及び各支所設置の期日前投票所で投票を行うことができます。この場合、上記の証明書及び住民票の写しは必要ありません。

### 投票ができない人

対馬市の選挙人名簿に登録されている人で、転出から4ヶ月を経過した人

投票日前日(4月7日)までに県外に転出した人

投票日前日(4月7日)までに死亡された人

ただし、期日前投票を行った方で、その後転出、死亡してもその投票は有効となります。選挙権停止中の人

### 市内転居者の投票

平成19年3月19日までに市内転居(対馬市内での異動)の届出をした人は、新しい住所地の投票所で投票することができます。

ただし、平成19年3月20日以降に転居の届出をした人は、前の住所地の投票所で投票することになりますので、お間違えのないようお願いいたします。

### 期日前投票

投票日当日、何らかの理由で投票所に行って投票できない人は、期日前投票ができます。

期日前投票所(対馬市役所本庁及び美津島・豊玉・峰・上県・上対馬の各支所)に入場券(入場券がなくても本人と確認できれば投票できます。)を持参し、宣誓書を記入したのち、投票用紙の交付を受け、候補者氏名を記入し、そのまま投票箱に投函したら終了です。

なお、期日前投票は、本庁又は各支所において各支所管内(厳原町は本庁)の選挙人名簿に登録されている人に限られます。(例えば上対馬支所管内に登録されている人は、上対馬支所のみで期日前投票ができ、その他の支所においては、期日前投票はできませんのでご注意ください。)

### 期日前投票のできる期間と場所

期 間 平成19年3月31日(土)～4月7日(土)までの毎日

時 間 午前8時30分から午後8時まで

投票できる場所(下記の期日前投票所)

対馬市本庁 美津島支所 豊玉支所 峰支所 上県支所 上対馬支所

不在者投票

投票日に次の理由で投票所で投票することが出来ない見込みの人(期日前投票者を除く。)は、その旨の宣誓と不在者投票用紙の交付請求の手続きを行い、滞在地の選挙管理委員会又は不在者投票施設等で不在者投票を行うこととなります。

4月7日までに対馬市を転出し、新しい住所地の県内の市町選挙管理委員会で投票する見込みの人(「引き続き住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」が必要です。)

選挙期日にわたる観光、病気療養(指定病院等に入院している人を除く。)等の旅行で市外に滞在中である人(対馬市以外の市町村の選挙管理委員会で投票する人)

病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院、入所している人(病院長・施設長に不在者投票の請求の申し出を行ってください。)

監獄・少年院等に収容中の人

また、不在者投票の交付請求は、選挙人の名簿登録地の本庁又は各支所で手続きをしてください。(例えば、上対馬支所管内に登録されている人は、上対馬支所のみでの不在者投票の交付請求になります。その他の支所においてはできませんので、ご注意ください。ただし、対馬市選挙管理委員会(本庁)では、名簿登録地にかかわらず不在者投票の交付請求を受け付けます。)

手続きの方法(不在者投票の請求)

転出や旅行等により、転出先及び滞在地で不在者投票しようとする人は、早めに不在者投票の交付請求を行ってください。告示日前でも不在者投票の交付請求は受付けています。

指定病院・施設に入院、入所中の患者は、病院・施設等で投票できますので、早めに病院長や施設長等に申し出てください。

郵便投票

郵便投票証明書をお持ちの方は、早めに郵便投票の請求及び交付手続きを行ってください。請求は、4月4日(水)までです。また、身体障害者で身体障害者手帳に「上肢又は視覚の障害が1級である者」、戦傷病者で戦傷病者手帳に「上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者」として記載されている方は、郵便等による代理記載制度もあります。

なお、郵便投票等による不在者投票についての詳しいことは、対馬市選管及び各支所選挙担当にお気軽にご相談ください。

問い合わせ先

期日前投票・不在者投票等の交付請求などの手続きについて、詳しいことは、電話でも結構ですので、早めに下記までお問い合わせください。

対馬市選挙管理委員会	0920(53)6111	美津島支所選挙担当	0920(54)2271
豊玉支所選挙担当	0920(58)1111	峰支所選挙担当	0920(83)0301
上県支所選挙担当	0920(84)2311	上対馬支所選挙担当	0920(86)3111

緩和医療講演会

「豊かな生 豊かな死  
ホスピスの現場から」

演者：下稲葉 康之  
(福岡栄光病院院長、ホスピス長)

日時：平成19年3月21日  
午後2時～4時

場所：中対馬病院1階ホール

主催：中対馬病院・対馬いづはら  
病院緩和ケア運営委員会  
(代表久保田元)



「青年海外協力隊」  
シニア海外ボランティア募集

「青年海外協力隊」  
応募資格：満20歳から満39歳までの日本国籍を持つ方。

「シニア海外ボランティア」  
応募資格：満40歳から満69歳までの日本国籍を持つ方。

【国際協力機構】JICA九州)  
093(671)8349